鹿行ニュース No.32
令和２年５月22日

鹿　児　島　県　行　政　書　士　会
鹿児島市与次郎２-４-３５　ＫＳＣ鴨池ビル２０２号室
（敷地内併設の駐車場は３０分無料）
電話：099-253-6500　FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会　長　鶴　　信光

日行連より令和２年５月 21 日付発第 165 号にて、下記のとおり周知要請がありましたので、ご連絡いたします。

日行連発第１６５号
令和２年５月２１日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　常住　豊
許認可業務部
部長　村山　豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（周知）」（令和2年4月30日付・日行連発第96号）にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで継続されたことを踏まえ、施行中の工事について別途のとおり地方公共団体及び建設業団体等あてに通知したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】
・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について（令和2年5月4日・国土交通省）
【参考】国土交通省新型コロナウイルス感染症対策ページ（建設業）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

以上

※なお、別添資料「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について（令和２年５月４日・国土交通省）」は、
容量が大きく添付できないため記載の URL からダウンロードをお願いいたします。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。